

■第386回食品安全委員会

日時：平成23年6月16日（木） 14：00～14：56

傍聴者：9名

議事概要：

（１）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬 12品目（10）～12）はポジティブリスト制度関連）

- | | |
|------------|------------|
| 1）エスプロカルブ | 2）クロチアニジン |
| 3）チアメトキサム | 4）ノバルロン |
| 5）フェリムゾン | 6）フルオピラム |
| 7）プロスルホカルブ | 8）プロピコナゾール |
| 9）ペンチオピラド | 10）イソキサチオン |
| 11）イソウロン | 12）フェナリモル |

・厚生労働省から説明。

・「エスプロカルブ」、「ノバルロン」及び「フェリムゾン」の農薬3品目については、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとし、残り9品目については、農薬専門調査会において審議することとなった。

* 1）除草剤で、水稻、小麦等に使用します。今回、大麦への適用拡大申請がされています。

* 2）殺虫剤で、稲、きゅうり、りんご等に使用します。今回、豆類（未成熟）、未成熟とうもろこし、非結球あぶらな科葉菜類、ほうれんそう、パセリ、セルリー、キウイフルーツ、とうがらし類、みつば、わけぎ、あさつき、はくさい、かぶ、しゅんぎく及びうめへの適用拡大申請がされています。

* 3）殺虫剤で、稲、トマト、いちご等に使用します。今回、かぶ、にんじん、アスパラガス、実えんどう及びやまのいもへの適用拡大申請がされています。

* 4）殺虫剤で、キャベツ、なす等に使用します。今回、だいこん、はくさい、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、非結球レタス、にんにく及びアスパラガスへの適用拡大申請がされています。

* 5）殺菌剤で、稲に使用します。今回、稲への適用拡大申請（使用時期の変更）がされています。

* 6）殺菌剤で、今回、なし、もも、ネクタリン、すもも、おうとう及びぶどうへの新規登録申請がされています。

* 7）除草剤で、小麦及び大麦に使用します。今回、麦類、とうもろこし、ばれいしょ、たまねぎ及びにんじんへの適用拡大申請、魚介類への基準値設定の要請並びにえんどう、そら豆及びたまねぎ等へのインポートトレランス（国外で使用する農薬等に係る残留基準）申請がされています。

* 8）殺菌剤で、小麦及び大麦に使用します。今回、ライ麦、大豆、らっかせい等へのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

* 9）殺菌剤で、キャベツ、きゅうり、たまねぎ等に使用します。

今回、非結球レタス、ねぎ、アスパラガス、すいか、みかん、ネクタリン及びかきへの適用拡大申請がされています。

* 10）殺虫剤で、とうもろこし、みかん、いちごに使用します。

今回、魚介類への基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* 11）除草剤で、さとうきび等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* 12）殺菌剤で、なし、いちご、トマト等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

○遺伝子組換え食品等 5品目

1）乾燥耐性トウモロコシMON87460系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した1品種を除く）

2）乾燥耐性トウモロコシMON87460系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89

- 034系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した1品種を除く）
- 3）チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した2品種を除く）
- 4）DP-N。 1株を利用して生産されたアスパルテム
- 5）GLU-N。 4株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム

- ・厚生労働省から説明。
- ・遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

その際、遺伝子組換え植物の掛け合わせについて、その内容によっては、専門調査会における審議を経ることなく、食品安全委員会で審議を行うことも可能と考えられるため、遺伝子組換え植物の掛け合わせに関する取扱いについて専門調査会で検討し、次回以降の食品安全委員会に報告することとなった。

- * 1）、* 2）、* 3）安全性評価が終了しているトウモロコシ3品種を交配によって掛け合わせた品種ですが、収穫される種子は1粒ごとに形質が異なります。したがって、すべての掛け合わせ品種のうち、安全性評価が終了している品種を除く品種が評価の対象となります。
- * 4）甘味料として使用される食品添加物です。
- * 5）調味料として使用される食品添加物です。

（2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1）農薬「ピフェントリン」に係る食品健康影響評価について

・「ピフェントリンの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 殺虫剤で、ばれいしょ、きゅうり、かんきつ類、もも等に使用します。パセリへの適用拡大申請がされています。

2）農薬「クロラントラニプロール」に係る食品健康影響評価について

・「クロラントラニプロールのADIを0.26mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 殺虫剤で、キャベツ、トマト、りんご、ぶどう等に使用します。

だいこん、かぶ、なし、あんず及びかきへの適用拡大申請並びに米、かんきつ類、ナッツ類等へのインポートトレランス設定要請がされています。

3）農薬「トリフロキシストロビン」に係る食品健康影響評価について

・「トリフロキシストロビンのADIを0.05mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 殺菌剤で、てんさい、きゅうり、りんご等に使用します。小粒核果類及びかきへの適用拡大申請並びに魚介類への残留基準の設定要請がされています。

4）農薬「MCPA」に係る食品健康影響評価について

・「MCPAのADIを0.0019mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 除草剤で、稲、とうもろこし等に使用し、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。